

(単位:千円)

校名	既存リース料 (再リース移行分除く)	再リース料	合計
長野	10,501	986	11,487
岡谷	3,473	315	3,788
飯田	6,373	0	6,373
伊那	31,237	358	31,595
佐久	5,428	116	5,544
工科短大	30,321	6,555	36,876
合計	87,333	8,330	95,664

ファイナンスリースの採用は予算措置が容易であるが、一方で再リースを繰り返すことで購入した場合に比べて支払額が大きくなるというデメリットも生じる。ファイナンスリースの再リース料を支払うということは、既に設備の価額以上の支払いを行っていることを意味する。設備を使用する期間が長ければ長いほど、再リース料の支払額も大きくなる。

そこで長く使うと想定される設備は購入するのが望ましい。よって、これも 3(1)③で述べた事と同様に県の方針を変えることが望まれる。

さらに、リース期間終了後に将来の設備の使用年数を見積もり、数年先まで使用する設備に関しては、リース会社と交渉して買取りを行うことによって、再リース料の節約につなげられる。これも再リースを続けるという、県の方針を一考していただきたい。

#### 4. 現場の声

5校を視察して、現場の生の声を聞いた。最後に現場の声を列挙し、それに関する考えを述べる。なお、飯田技術専門校、上松技術専門校では特に意見は無かった。

##### (1) 長野技術専門校

###### ①『NC機械科の指導員数が少ない』

確かに、NC旋盤の実習が訓練生 10 人に対して指導員1名の現状では、指導員の目が行き届かずに大事故が起きる可能性は否めない。常勤の指導員では無く、実習時のみ臨時講師等で対応する等の改善が望まれる。

###### ②『とにかく建物が古い。どうにかして欲しい』

3(1)④で述べたように、松本校や上松校に比べ著しく古い建物である。前述したように、行政サービスは「同一価格・同一サービス」が原則であり、各校間でのサービスの同一化を実現する必要がある。県の財政の問題はあるが、改善が望まれる。

##### (2) 松本技術専門校

###### ①『指導員が技術の進歩についていけない』

指導員であるから、技術の進歩についていこう努力しなければならない。しかし現場の第一線

にいるわけではなく設備も最新のものを使えるわけではないので、民間のスピードについていけないこともあるだろう。そこで、指導員を民間へ短期間派遣し新技術等を学ぶ機会を作ってみてはどうだろうか。

②『色々なツテを使っても外部講師がみつけれない』

上記①を実施すれば、民間とのパイプもできて外部講師を見つけやすくなるのではないだろうか。また、3(1)⑤で述べたように、各校の現場レベルでのより密接な連携がのぞまれる。

(3) 工科短期大学校

①『工作機械が陳腐化している。県はコンピュータの更新を優先しているようだが、設備の更新をして欲しい』

これは、各校とも現場は似たような意見ではないだろうか。しかし財政難の中でコンピュータの更新をした、ということ現場では評価してもよいと思う。財政難の中でより効果的な予算編成ができるよう、県と現場間の対話をより多くしていただきたい。

②『開校時には4人いた教授が退職して、現在1人しかいない。教授を増やして欲しい。』

教授の配置基準は特に決まっていない。また教授という名称は対外的なものであって工科短期大学校の指導員は正式には「訓練指導専門員」である。教授という呼称を正式名称に戻してみたいかだろうか。

## 6章 財団法人長野県テクノ財団

### 1. 概要

#### (1) 財団法人長野県テクノ財団の目的

財団法人長野県テクノ財団(以下「財団」という。)は、平成13年3月31日に解散した財団法人長野県テクノハイランド開発機構と財団法人浅間テクノポリス開発機構の2つの財団を母体に設立された。財団は長野県内における地域産業資源を活用しつつ、技術革新による地域産業の高度化と産業創出を促進し、もって地域経済の活性化と自立化に資することを目的としている。

#### (2) 財団の運営(組織、事業、資産)

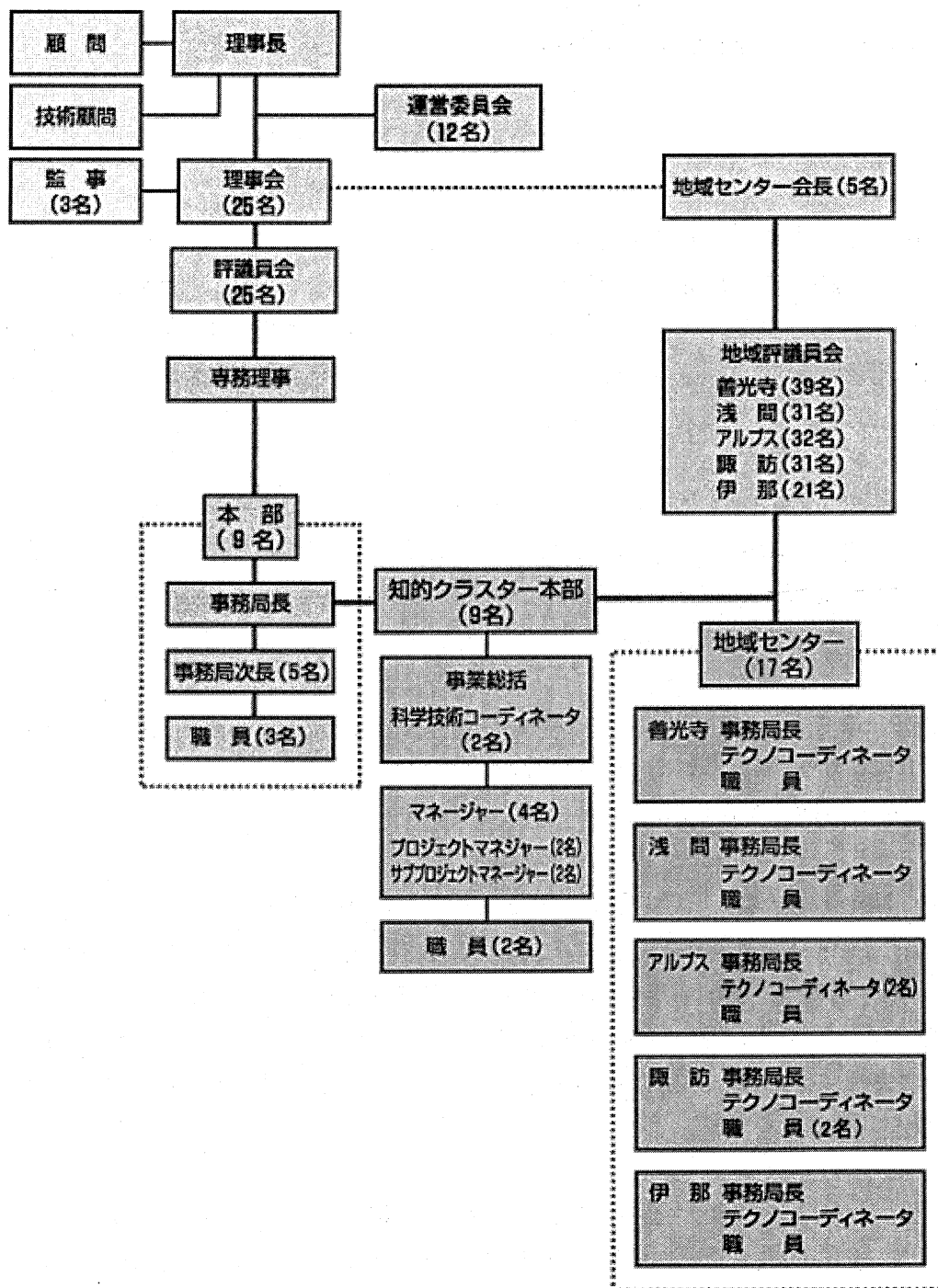
財団の組織は、図表6-1のように理事、監事の役員を置き、理事会にて事業や資産運用などの重要な事項の意思決定がなされ、評議員会でその内容が審議される仕組みとなっている。そして、事業運営は本部と県下5カ所の地域センターが分担して実施している。

事業内容は図表6-2のように、産学・産学官・産産連携による高度技術開発のため、研究会の開催や、企業や大学・研究機関への訪問によるコーディネート活動により、「技術づくり」「ネットワークづくり」「人づくり」のサポート活動を行っている。

これら活動を支える基盤として財団の資産があるが、これは財団の規定により大きく三つに分類され用途制限や処分権限が明確に定められている。用途の面からみると、図表6-3のように資産運用のための①基本財産と②各種基金があり、それ以外の資産として③運用財産がある。財団を管理運営するための人件費など必要経費は③運用財産から支出されるが、この③運用財産を構成する収入としては、①基本財産と②各種基金を運用した果実としての資産運用収入と、県からの補助金収入が主なものである。

財団が長期的かつ安定的に発展をしていくためには、財団が自助努力によって獲得している資産運用収入を安定的に得ることが非常に重要になる。また、財団の規定によると「資産のうち現金は、郵便官署も若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。」と定められており、資産の保全性と安全性が重視されている。このことから、資産運用の対象としては定期預金や元本の安全性が高い債券が中心になり、その上で効果的な運用をする必要があると考えられる。

図表6-1 財団の組織図（平成17年4月1日現在）



事務局職員数 38名  
 (専務理事、技術顧問除く)